

令和4年7月28日

株式会社 栃木銀行

お客様各位

ローン契約規定およびカードローン契約（当座貸越契約）規定改定のお知らせ

平素より、栃木銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

今般、既にご利用いただいておりますローン各種契約およびカードローン各種契約（当座貸越契約）におきまして、お客様本位の観点から、契約規定を下記のとおり改定しますのでお知らせいたします。

記

1. 対象（規定改定）となる主なローン契約規定・カードローン契約規定

- ・とちぎんマイカーローン ・とちぎんリフォームローン ・とちぎん進学ローン
- ・栃木銀行フリーローン ・おまとめローンスッキリ ・とちぎんフリーローン「熱血快答」
- ・フレックス・カードローン ・フレックス・カードローンセレクト
- ・カードローン「一発快答」 ・マロニエカードローン契約規定 ・住宅ローン利用者専用カードローン ・ATMカードローン ・とちぎんフレックス・カードローン「べんりくん」

※その他、株式会社栃木銀行と既にご契約いただいております全ての個人向けローン契約・カードローン契約規定が対象となります。

2. 改定内容

各ローン契約・カードローン契約規定における、各条「期限前の全額返済義務」の各項「借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。」としている各号の事由の中に、以下が含まれている場合は削除いたします。

	改定前	改定後
事由	相続の開始があったとき。	(削除)

3. 改定日

令和4年7月28日（木）

4. 本件に関するお問い合わせ

お近くの栃木銀行窓口へお問い合わせ下さい。

受付時間 平日：9：00～17：00

(※とちぎんプラザローンセンターおよび各ローンプラザについては、水曜日が定休日となります)

以上